

{ 平 15. 11. 11 }
総 2 - 6 }

資 料

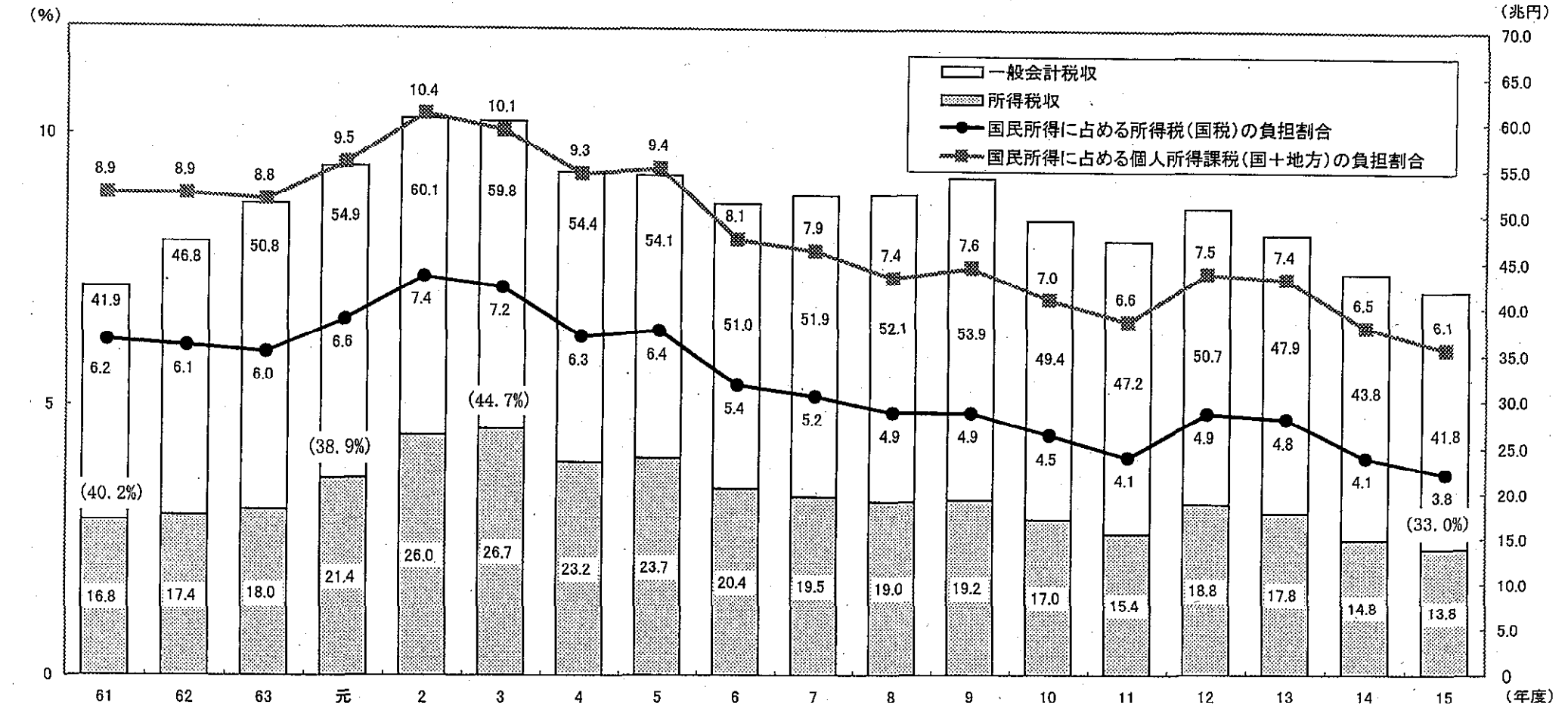
個人所得課税（年金課税等）

目 次

・ 所得税収、負担割合の推移	1
・ 租税負担率の内訳の国際比較（国税＋地方税）	2
・ 租税負担率・国民負担率（対国民所得比）の国際比較	3
・ 日本の給与所得者の所得税計算の仕組み（イメージ）	4
・ 個人所得課税の負担構造の見直し	5
・ 少子・高齢社会における税制のあり方（抄） 一少子・高齢社会における個人所得課税の基本的考え方一	6
・ 世帯主年齢階級別にみた1世帯当たり・世帯人員1人当たり平均所得金額	8
・ 高齢者世帯の所得階層別にみた世帯分布（2000年）	9
・ 厚生年金保険（基礎年金・報酬比例部分）の受給年金額別の受給権者数（平成13年度） ..	10
・ 高齢者世帯の消費支出とモデル年金額（月額ベース）	11
・ 公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の 総所得に占める割合別世帯数の構成割合（2001年）、 高齢者世帯における世帯業態別にみた所得の種類別 1世帯当たり平均所得及び構成割合（2000年）	12
・ 公的年金等に係る課税の仕組み	13
・ 公的年金等控除（現行制度）	14
・ 老齢年金（モデル年金額）の場合	15
・ 年金課税の概要	16

・ 年金制度の概要	17
・ 主要国における公的年金税制	18
・ 主要国における老年者に関する控除の概要	19
・ 少子・高齢社会における税制のあり方（抄）—年金課税等の見直し—	20
・ あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）—高齢者に関する控除—	22
・ あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）—個人住民税のあり方—	23
・ 個人住民税均等割の標準税率の改正と税収額の推移（税率＝年額）	24
・ 均等割の平均税率等の推移（昭和30年度＝100）	25
・ 人口規模別地方公共財の整備状況等の推移	26
・ 生計同一の妻に対する均等割の非課税措置について	27
・ 少子・高齢社会における税制のあり方（抄）—個人住民税—	28

所得税収、負担割合の推移



個人住民税収

7.1	7.7	8.4	9.1	10.6	11.3	11.5	11.4	10.0	10.2	9.6	10.4	9.3	9.1	9.7	9.5	8.8	8.2
-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

・税率構造の累進緩和
・人的控除の引上げ
・配偶者特別控除・特定扶養控除の創設等

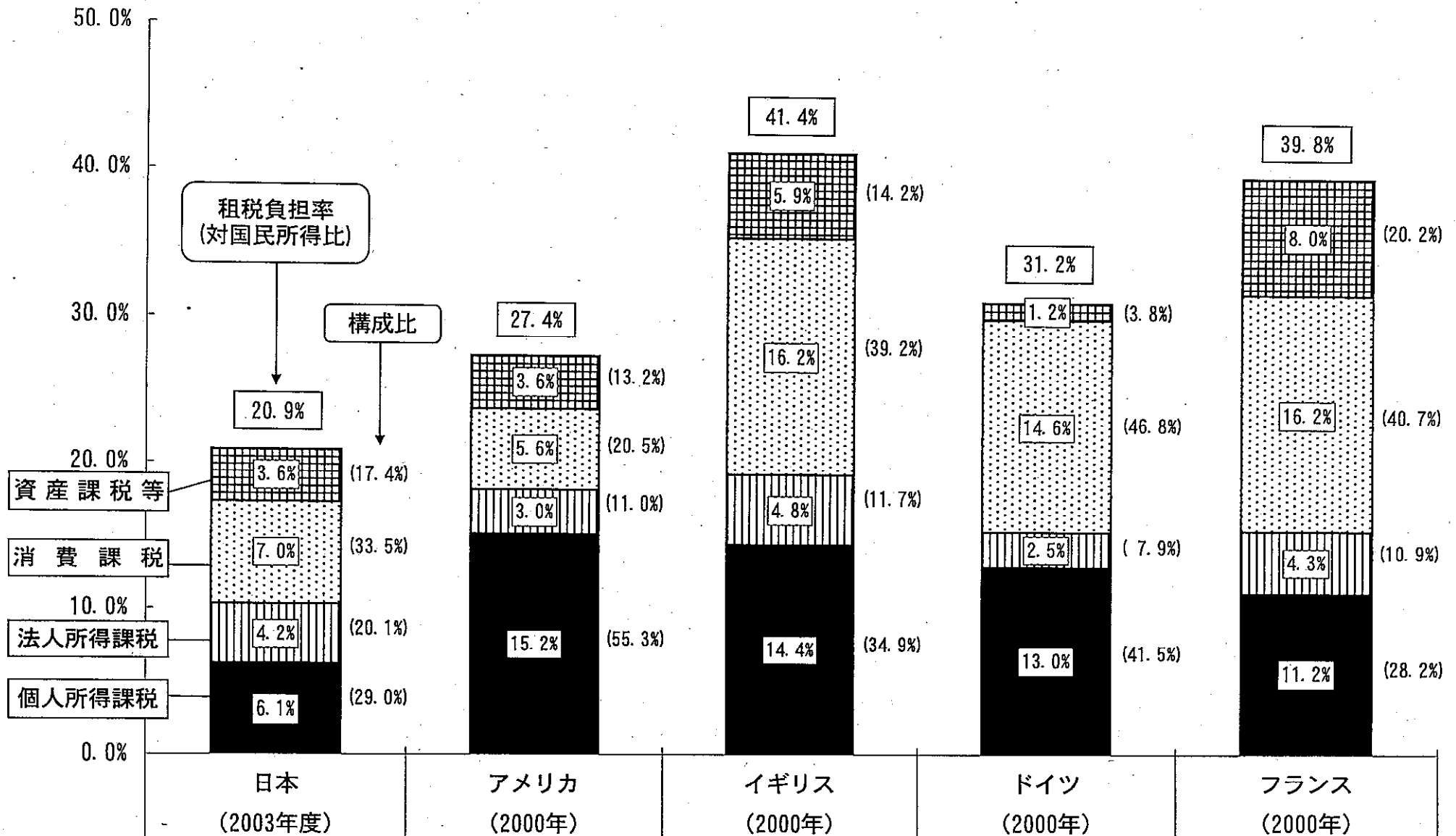
・税率構造の累進緩和
・人的控除の引上げ
・給与所得控除の引上げ等
・特別減税(6年、7年、8年)

・定額減税
(本人3.8万円
扶養親族等
1.9万円)
・最高税率の引下げ
・定率減税
・扶養控除額の加算

・配偶者特別
控除(上乗せ
部分)の廃止
(16年～)

- (注) 1. 一般会計税収及び所得税収については、14年度までは決算額、15年度は予算額による。
 2. 個人住民税収については、13年度までは決算額、14年度及び15年度は地方財政計画額による。
 3. 個人所得課税は、OECD歳入統計の区分による。
 4. 国民所得は、平成元年度以前は「国民経済計算(68SNA)」、平成2年度以降は「国民経済計算(93SNA)」による実績額であり、平成14年度及び15年度は「平成15年度政府経済見通し」による実績見込額及び見通し額である。
 5. () 書きの数字は一般会計税収に占める所得税収の割合である。

租税負担率の内訳の国際比較 (国税+地方税)



- (注) 1. 日本は15年度予算ベース、日本以外は、OECD, "Revenue Statistics 1965-2001" 及び OECD, "National Accounts" による。
 2. 所得課税には資産性所得に対する課税を含む。

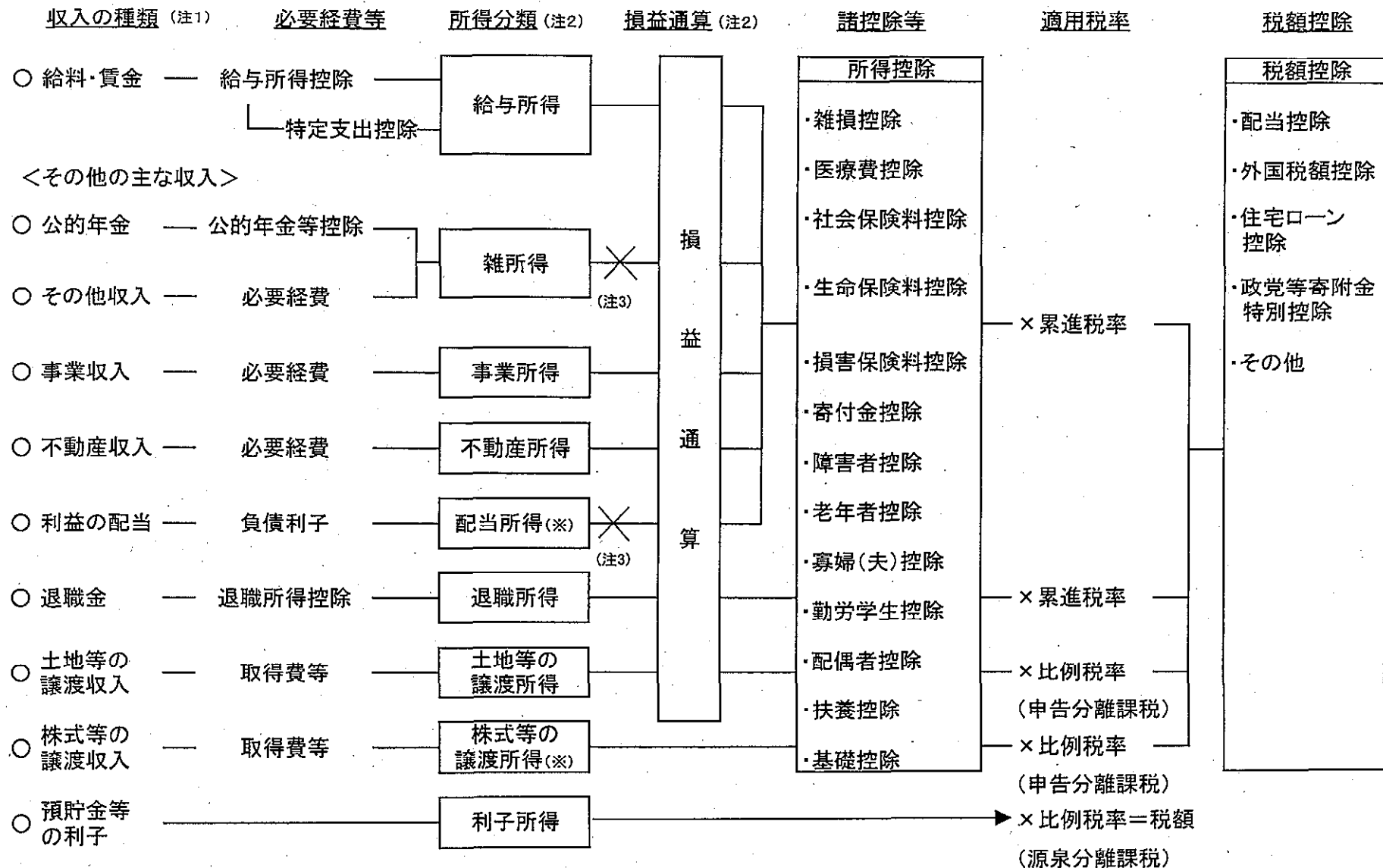
租税負担率・国民負担率(対国民所得比)の国際比較

	カナダ	イタリア	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	日 本	
							(昭和61年度)	(平成15年度)
租税負担率	43.3%	41.6%	41.4%	39.8%	31.2%	27.4%	24.9%	20.9%
うち国税	21.1%	34.9%	39.4%	33.8%	27.4%	16.6%	15.8%	12.0%
うち 個人所得課税	19.0%	14.9%	14.4%	11.2%	13.0%	15.2%	8.9%	6.1%
うち国税	12.1%	14.3%	14.4%	11.2%	10.6%	12.5%	6.2%	3.8%
国民負担率	54.5%	59.2%	51.2%	64.8%	56.5%	35.9%	35.5%	36.1%

(注) 日本の平成15年度は見通し。諸外国は2000年(ただし、アメリカの国民負担率は1997年)。

(備考) 日本の国民所得は、昭和61年度は「国民経済計算(68SNA)」、平成15年度は「平成15年度政府経済見通し」による。諸外国は「OECD Revenue Statistics 1965-2001」及び「OECD National Accounts」による。

日本の給与所得者の所得税計算の仕組み(イメージ)



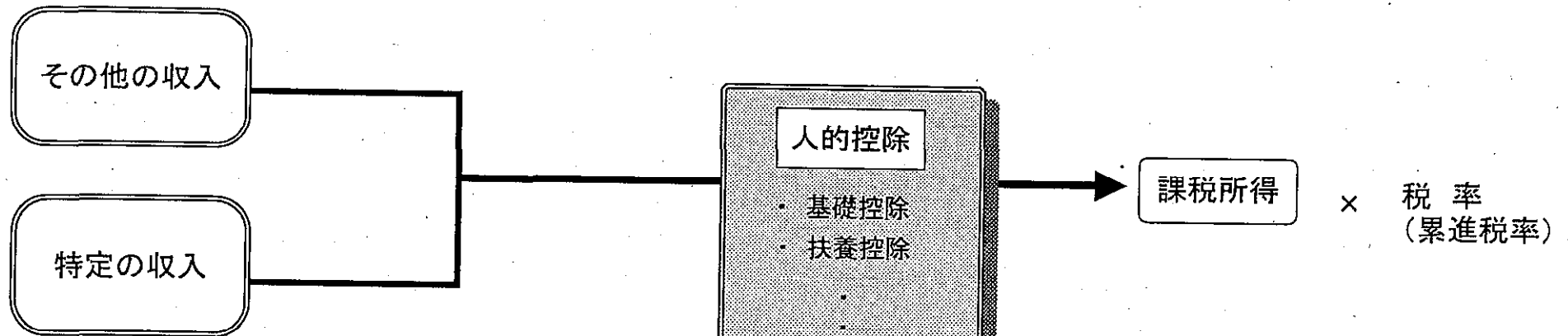
(注1) 主な収入を掲げており、この他に「山林所得」、「一時所得」、「先物取引に係る雑所得等」などがある。また、各種所得の課税方法についても、上記の課税方法のほか、源泉分離課税や申告分離課税等が適用される場合がある。

(注2) 各種所得の金額及び課税所得の金額の計算上、一定の特別控除額等が適用される場合がある。

(注3) これらの所得に係る損失額は他の所得金額と通算することができない。

(※) 「株式等の譲渡所得」及び「配当所得」については、一定の要件の下、源泉徴収のみで納税を完了することができる(確定申告不要)。

個人所得課税の負担構造の見直し



- ・ 年金 ——— 公的年金等控除
- ・ 給与収入 ——— 給与所得控除
- ・ 退職金 ——— 退職所得控除(分離・1/2課税)
- ・ 非課税収入 ×
(遺族年金・失業等給付など)

※ 各種の収入間で負担にアンバランスが生じている
(特定収入間や、特定収入とその他収入との間)

※ 他の収入の有無に関係なく、
年金収入であれば 公的年金等控除が適用され、
遺族年金等であれば非課税という仕組み

特定の収入ごとに適用される特別の控除や非課税措置を見直し、

- ・ 各種の収入を課税ベースに取り込んだ上で、
- ・ 個々人の諸事情への配慮は、

基礎控除や扶養控除といった人的控除にまとめる方向

⇒ 「広く」「公平に」負担を分かち合う

少子・高齢社会における税制のあり方（抄）

〔平成 15 年 6 月〕
〔政府税制調査会〕

第一 少子・高齢化と税制

一 個別税目の改革

1. 個人所得課税

(1) 少子・高齢社会における個人所得課税の基本的考え方

① わが国の個人所得課税の負担は、国民所得比でみると、主要国が二桁の水準であるのと比べ極めて低い水準となっている（平成 15 年度：6.1%）。特に税率構造について見れば、大多数の納税者が最低税率のみに分布しており、主要国の中でも特異な構造となっている。これらは累次の減税により、諸控除の拡充のほか、税率の引下げやブラケットの拡大による累進緩和がなされた結果である。当調査会は、既に「基本方針」において、諸控除や税率構造の改革の方向に加え、継続している定率減税についても、経済情勢を見極めつつ、廃止していく必要があることを示した。今後、このような考え方を踏まえ、財源調達機能や所得再分配機能が適切に発揮されるよう、基幹税としての機能の回復に取り組んでいく必要がある。かかる視点からあるべき個人所得課税を将来にわたり構築することは、国民の負担増を伴うものとならざるを得ず、経済情勢も見極めながら改革に取り組んでいかなければならない。

こうした改革に当たっては、まず、近年の経済社会の構造変化に対応して、税制の様々な歪みや不公平を是正し、個人の経済・社会活動上の多様な選択を妨げないような負担構造を構築していく必要がある。この取組みは単純な増税論や年金制度改革のための財源論を論ずることではない。大切なことは、少子・高齢社会での個人所得課税のあり方として、どのような負担構造を目指すのかという問題である。

- ② 個人所得課税が様々な税制上の歪みを抱えている要因としては、公的年金等控除のように特定の収入だけに適用される特別の控除や非課税措置が多く存在することがあげられる。その結果、多くの収入が課税ベースに含まれないこととなり、他の収入との間で負担にアンバランスが生じ、納税者に不公平感を抱かせ、ひいては自由な経済・社会活動を妨げる結果ともなっている。

例えば、公的年金等控除は、年金収入であれば高齢者の他の収入状況に関わりなく適用されるため、高所得者であっても課税ベースからの脱漏が生じ、現役世代との間はもちろん、高齢者間でも負担のアンバランスを引き起こしている。また、給与所得控除や退職所得控除については、就労形態の多様化などが進む中で、税制と経済社会の変化との間に乖離が生じている。

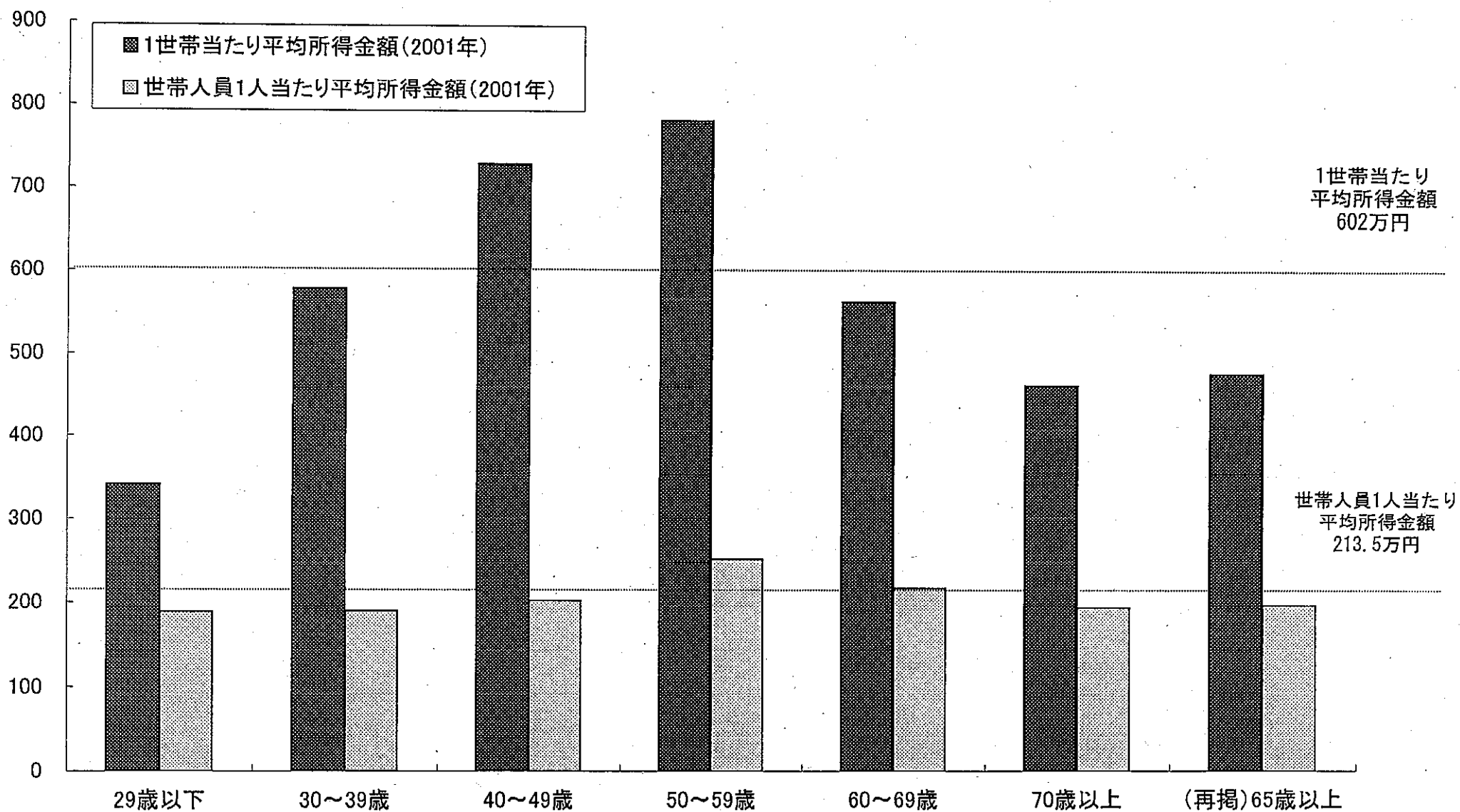
- ③ 今後の個人所得課税のあるべき負担構造としては、広く公平に負担を分かち合うため、様々な要因による収入をできるだけ課税ベースに取り込んだ上で、個々人の諸事情への配慮は、基礎控除や扶養控除といった人的控除にまとめて措置する方向が基本的に望ましい。

こうした負担構造の構築に当たっては、現役世代に負担が偏らないよう世代間の公平を確保するとともに、個人の経済・社会活動の選択に対し中立的な制度とする観点が重要である。また、少子化の進展に対し、社会保障制度との関連にも配慮しながら、次世代の担い手である子供の扶養へ配慮することも考慮すべきである。

平成 15 年度税制改正において配偶者特別控除（上乘せ部分）が廃止された。これは課税ベースを拡大すると同時に、配偶者の就労に対して中立的な税制に近付けることを意図したものであり、経済社会の構造変化に即応した改革の第一歩と位置付けられる。

世帯主年齢階級別にみた1世帯当たり・世帯人員1人当たり平均所得金額

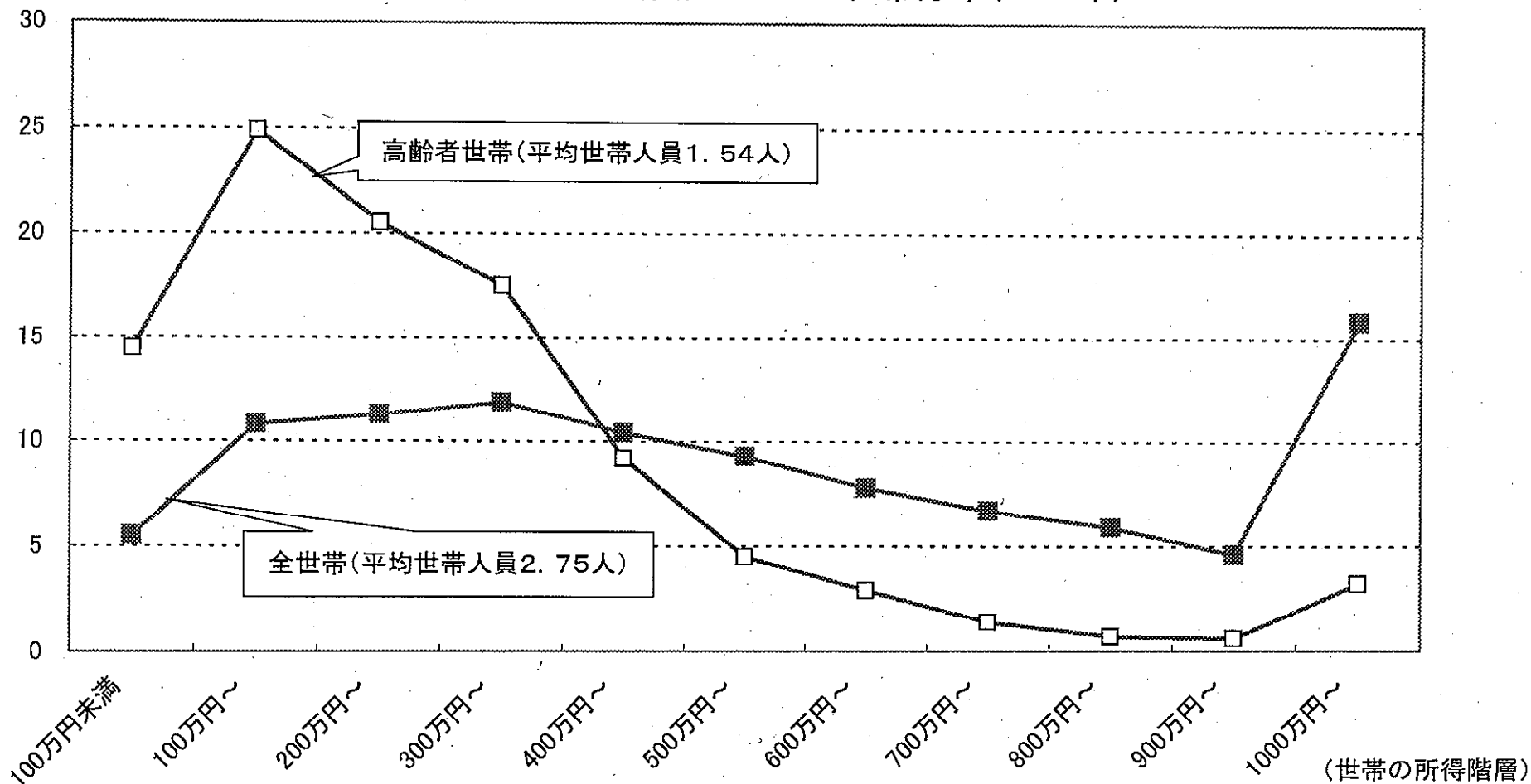
(万円)



(備考) 厚生労働省「平成14年 国民生活基礎調査の概況」より作成。

(%)

高齢者世帯の所得階層別みた世帯分布(2000年)

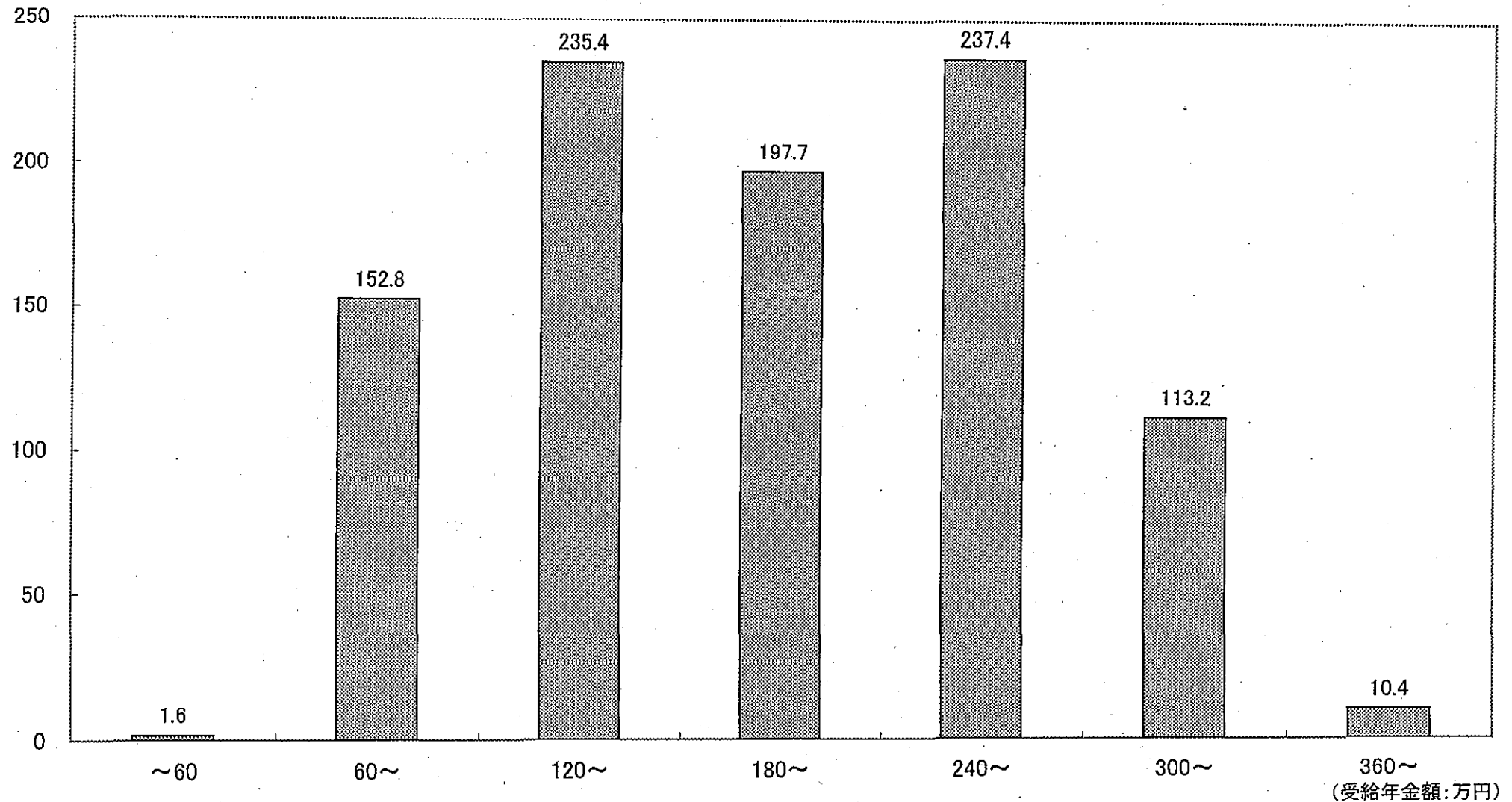


(備考) 厚生労働省「平成13年 国民生活基礎調査」より作成。

(注) 高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯

厚生年金保険(基礎年金・報酬比例部分)の受給年金額別の受給権者数(平成13年度)

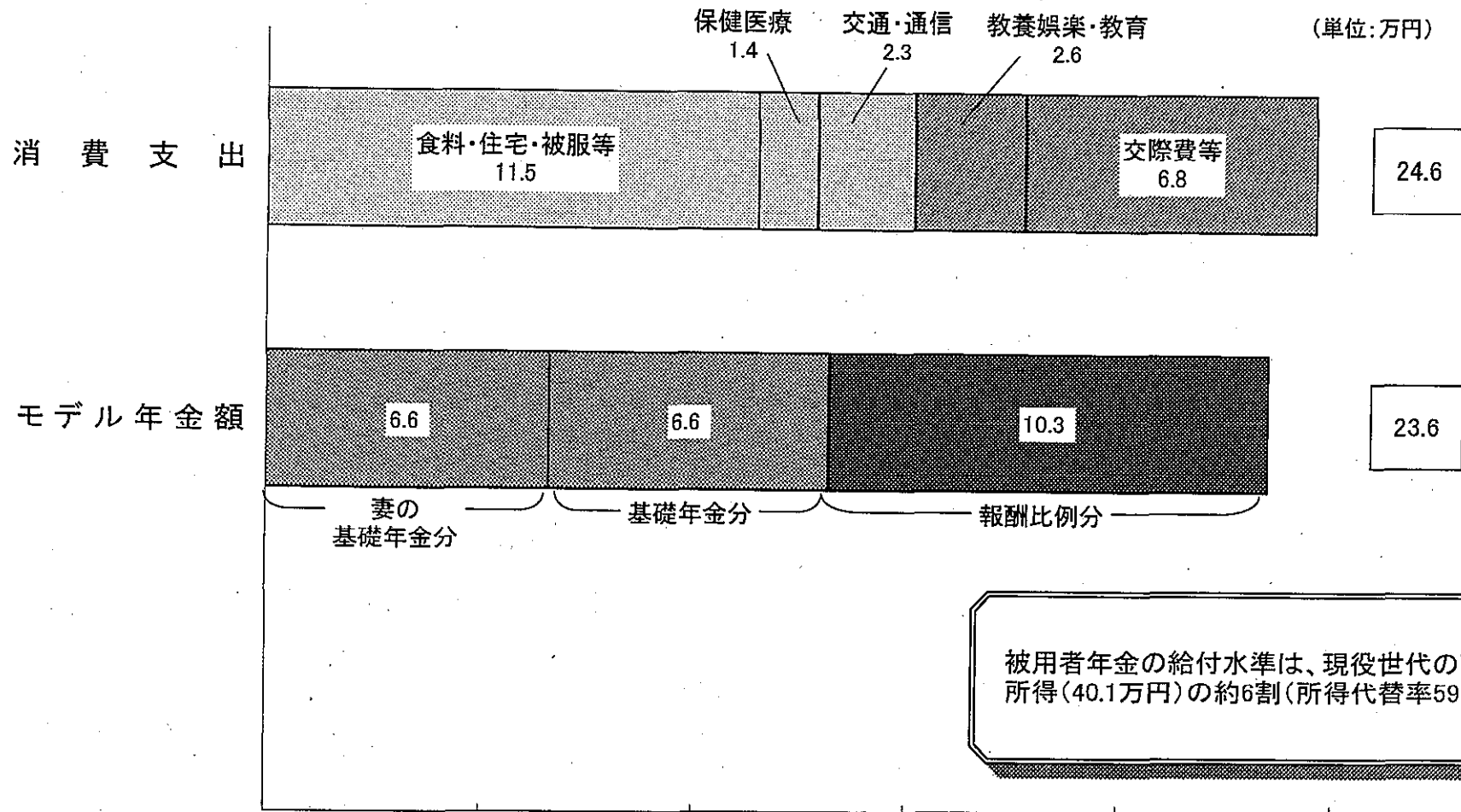
(単位:万人)



(備考) 厚生労働省「年金制度に関する参考資料(平成15年5月13日政府税調提出)」より作成。

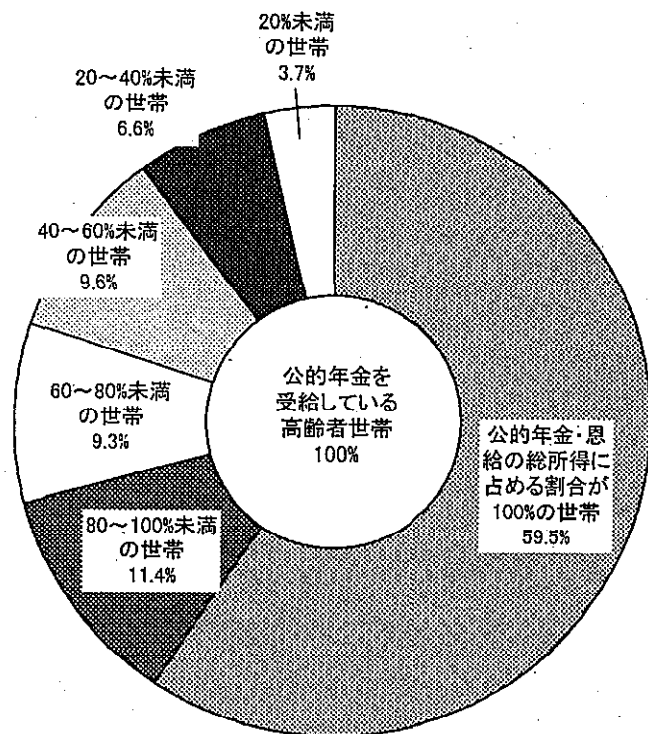
- (注) 1. 老齢厚生年金のうち、厚生年金保険の被保険者期間が20年以上の者(中高齢の特例による期間短縮を受けている者を含む。)が受給するものの分布を示した。
 2. 受給年金額の区分けは、平成13年度末時においてとらえた受給権者について、その時点で決定済みの年金額を用いて算出した。
 3. 受給年金額には、厚生年金基金代行分を含んでいる。
 4. 平成13年4月から特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が引き上げられているため、報酬比例部分のみの金額のものが含まれている。

高齢者世帯の消費支出とモデル年金額（月額ベース）



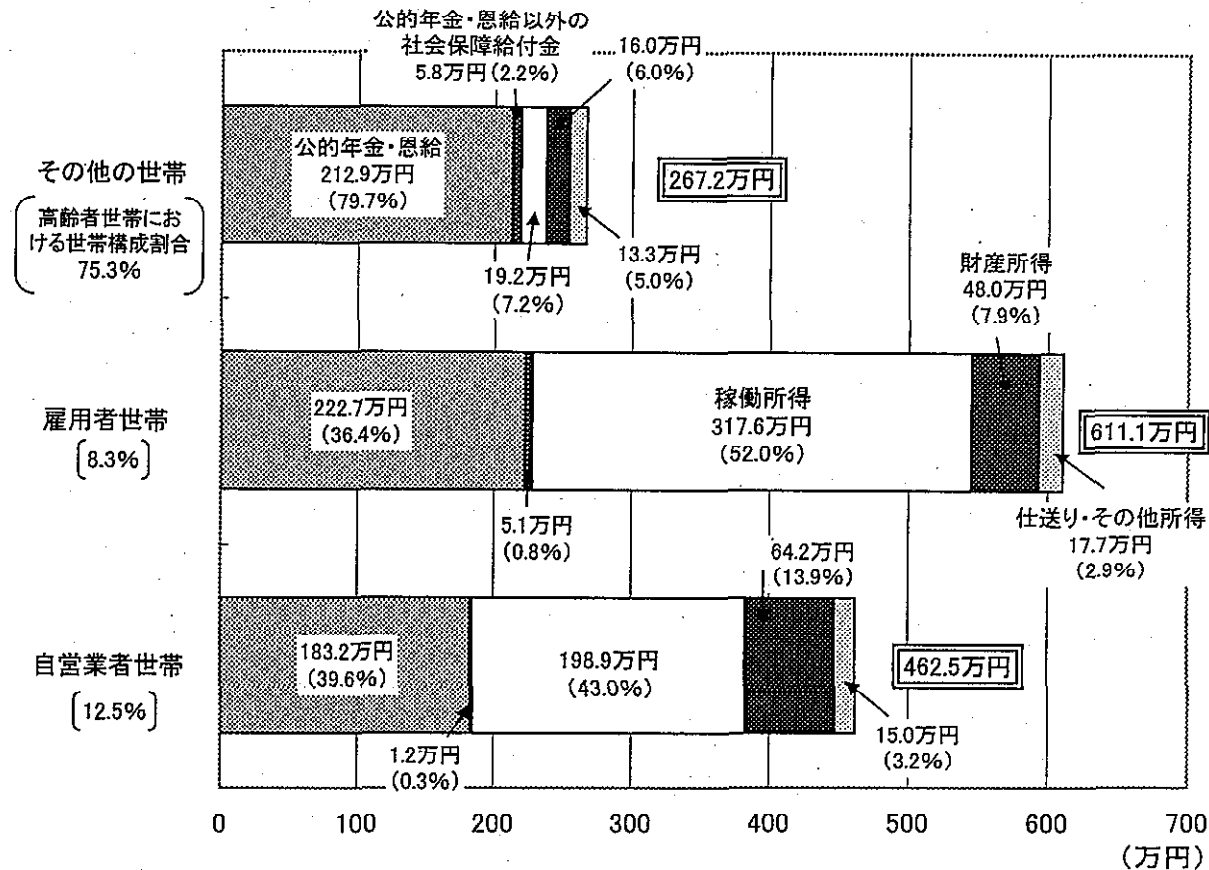
- (注) 1. 消費支出は、「平成14年家計調査年報」(総務省統計局)の高齢夫婦世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみで有業者のいない世帯)の数値である。
2. モデル年金額は、平均的な賃金で40年加入の場合のサラリーマン夫婦(妻は専業主婦)の受け取る年金額(15年度物価スライド実施後)。加入期間が短い場合や年金の繰り上げ支給を受けているなどの場合には実際に受け取る年金額はこれより低くなる。なお、実績では、平均年金額(老齢年金)は、基礎年金で5.5万円、厚生年金(基礎年金含む)で17.7万円(いずれも新法分、男女一人平均、平成13年度)となっている。

公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合(2001年)



(備考)厚生労働省「平成14年 国民生活基礎調査の概況」より作成。

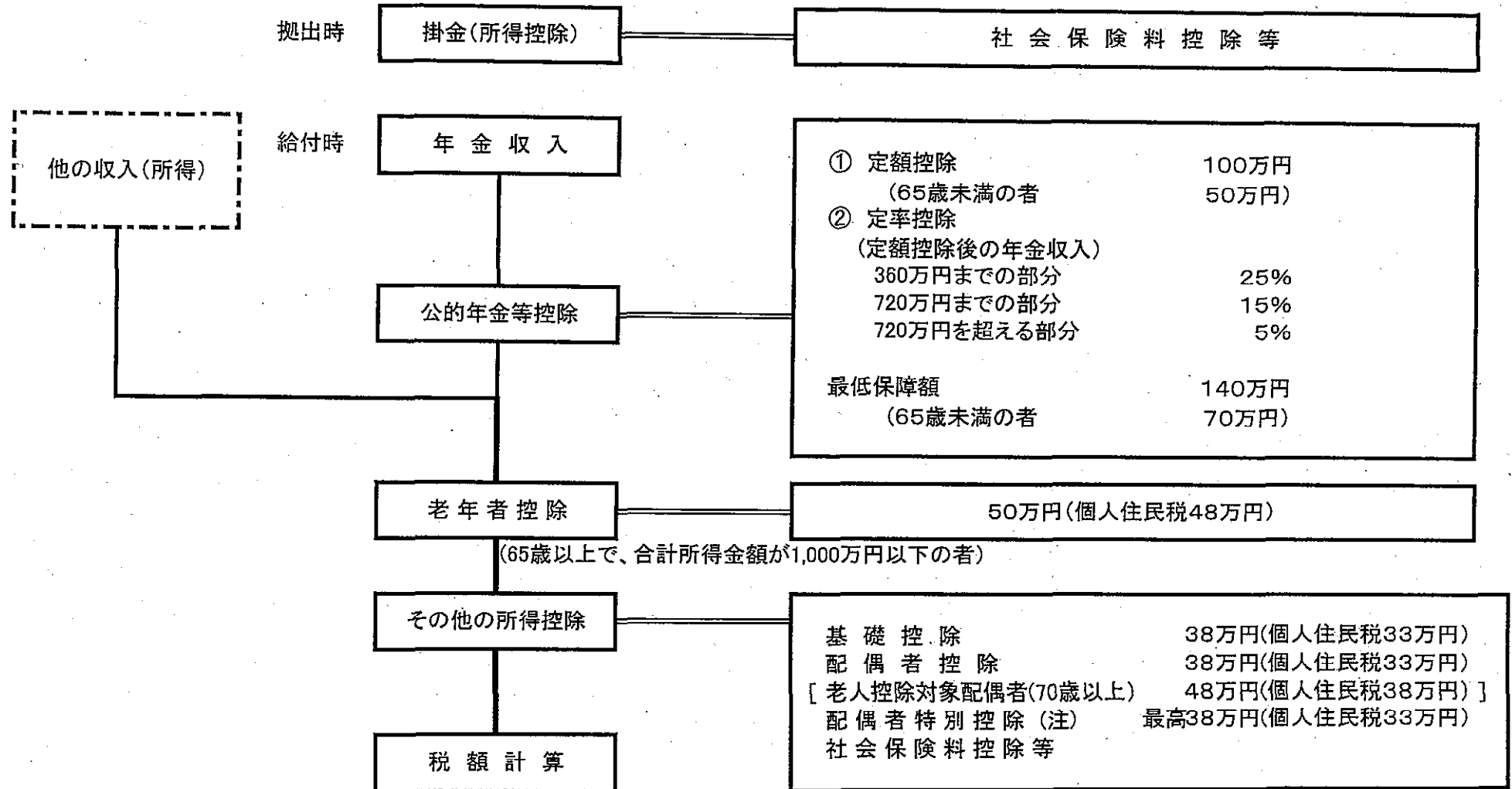
高齢者世帯における世帯業態別にみた所得の種類別 1世帯当たり平均所得及び構成割合(2000年)



(備考)厚生労働省「平成13年 国民生活基礎調査」より作成。

- (注) 1. 高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯。
 2. ①雇用者世帯は、最多所得者が他人に雇われて賃金を得ている世帯。
 ②自営業者世帯は、最多所得者が自営業を行っている世帯。
 ③その他の世帯は、最多所得者が上記に該当しない世帯。
 3. ①稼働所得とは、雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得。
 ②財産所得とは、家賃・地代の所得、利子・配当金。

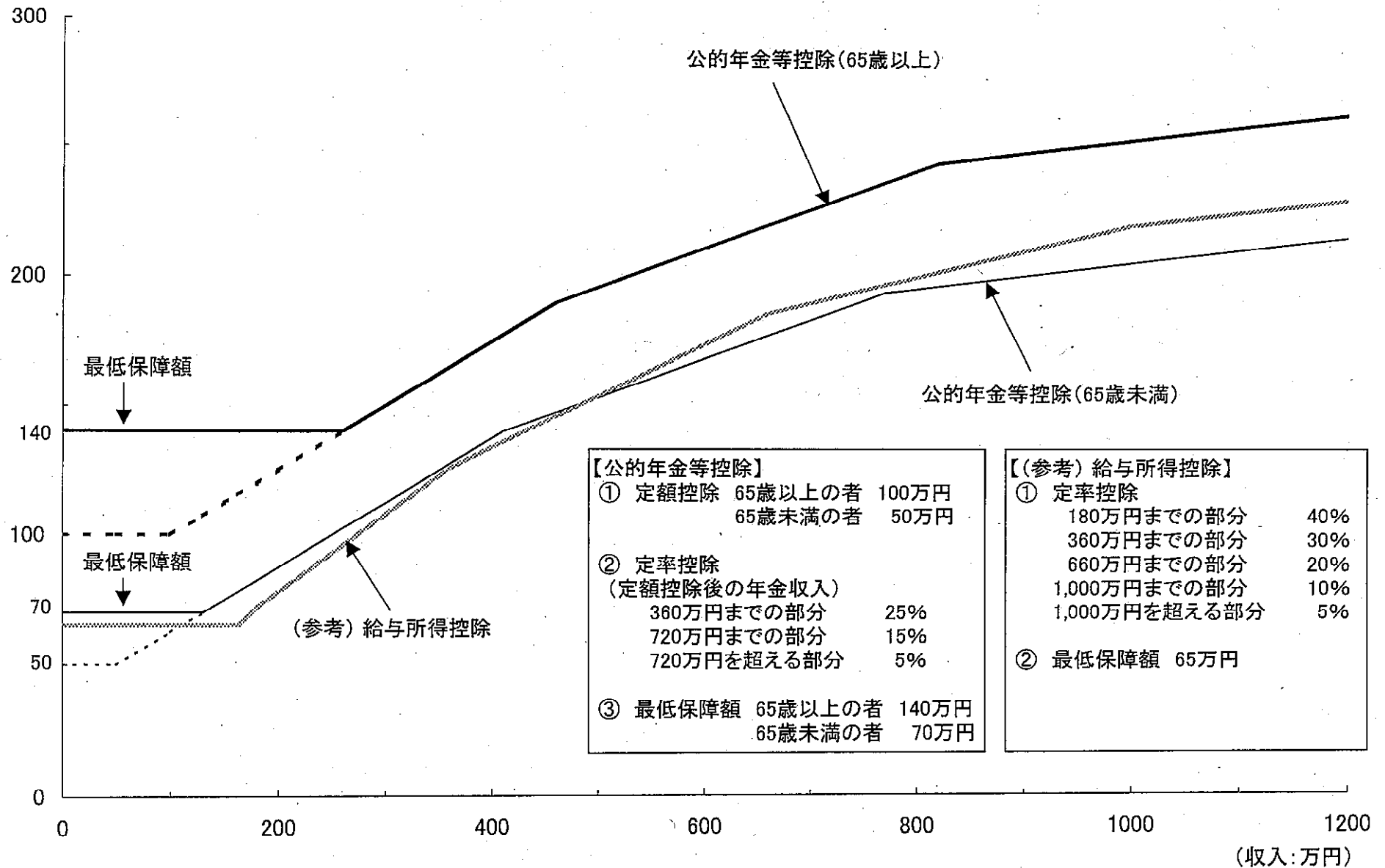
公的年金等に係る課税の仕組み



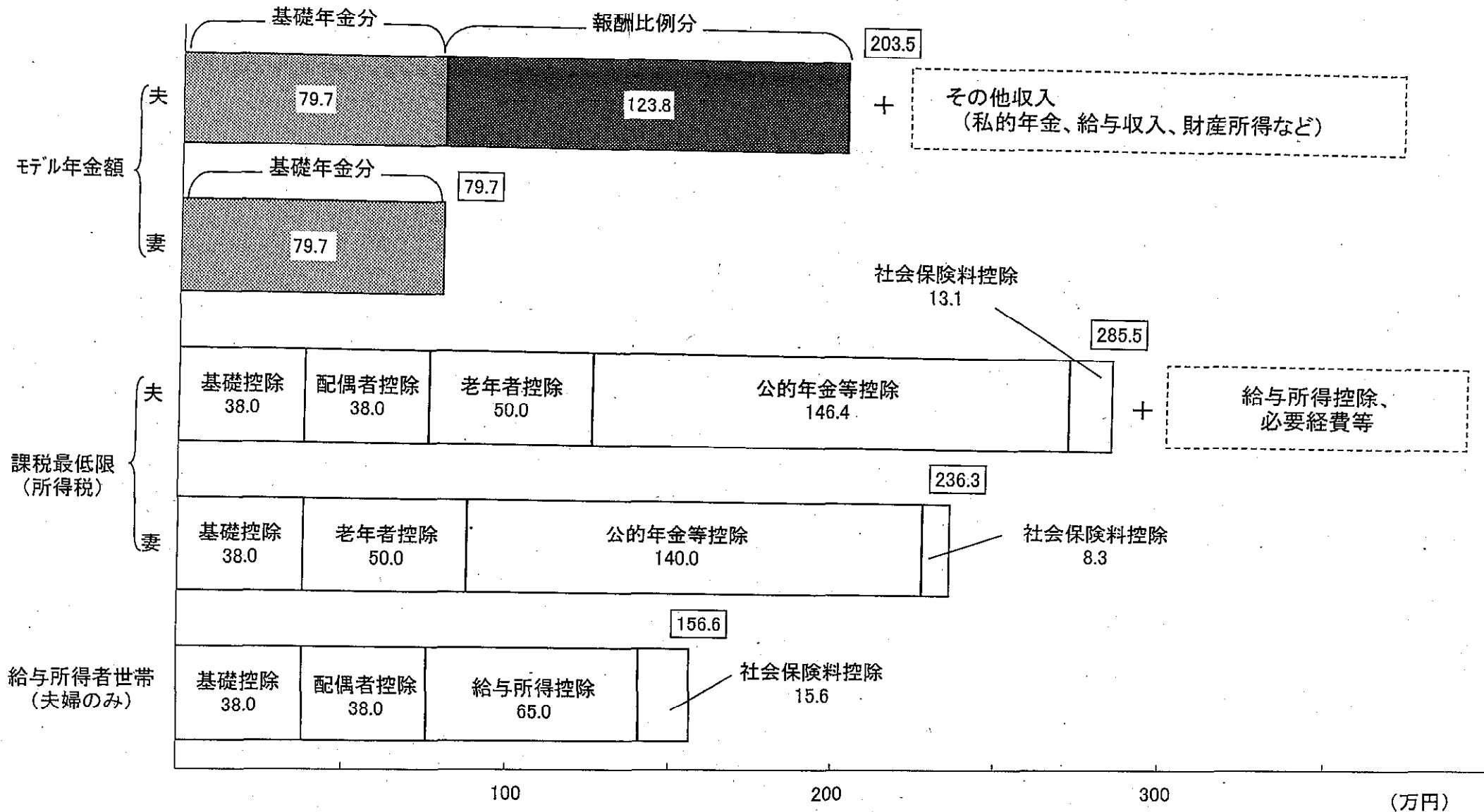
(注) 配偶者特別控除(上乗せ部分)については、平成16年分の所得税及び平成17年度分の個人住民税から廃止される。

公的年金等控除（現行制度）

（控除額：万円）



老 齢 年 金 (モ デ ル 年 金 額) の 場 合



- (注) 1. モデル年金額は、平均的な賃金で40年加入の場合のサラリーマン夫婦(妻は専業主婦)の受け取る年金額(15年度物価スライド実施後)である。
 2. 年金受給者の課税最低限については、夫・妻とも65歳以上の者として計算している。

年金課税の概要

区 分	公 的 年 金 (国民年金・厚生年金・各種共済年金)	企 業 年 金			国民年金基金	確 定 拠 出 年 金		個人年金保険
		厚生年金基金	適格退職年金	確定給付企業年金		企業型年金	個人型年金	
1 掛 金								
雇用主負担分	・給与とされない ・事業主の損金に算入	・給与とされない ・事業主の損金に算入	・給与とされない ・事業主の損金に算入	・給与とされない ・事業主の損金に算入	—— ——	・給与とされない ・事業主の損金に算入	—— ——	—— ——
本人負担分	社会保険料控除	社会保険料控除	一般の 生命保険料控除	一般の 生命保険料控除	社会保険料控除	——	小規模企業共済等 掛金控除	個人年金保険に係る 生命保険料控除
2 給 付 金								
年金課税								
公的年金等控除の適用の有無	有	有	有	有	有	有	有	無
所得の計算	(給付額－公的年金等 控除)	(給付額－公的年金等 控除)	(給付額－本人負担の 掛金総額－公的年金等 控除)	(給付額－本人負担の 掛金総額－公的年金等 控除)	(給付額－公的年金等 控除)	(給付額－公的年金等 控除)	(給付額－公的年金等 控除)	(給付額－本人負担の 掛金総額)
一時金課税	—— (注1)	退職所得 (給付額－退職所得控 除) ×	退職所得 [(給付額－本人負担 の掛金総額)－退職所 得控除] ×	退職所得 [(給付額－本人負担 の掛金総額)－退職所 得控除] ×	——	退職所得 (給付額－退職所得控 除) ×	退職所得 (給付額－退職所得控 除) ×	一時所得 [(給付額－本人負担 の掛金総額)－一時所 得の特例控除] ×
3 退職年金等積立金 に対する1%課税 (注3)	——	厚生年金基金努力目標 給付水準を上回る積立 金に課税	課 税 (注2)	課 税	——	課 税	課 税	——

(注) 1. 昭和60年の年金改正法の経過措置により支給される脱退手当金は退職所得とされる。

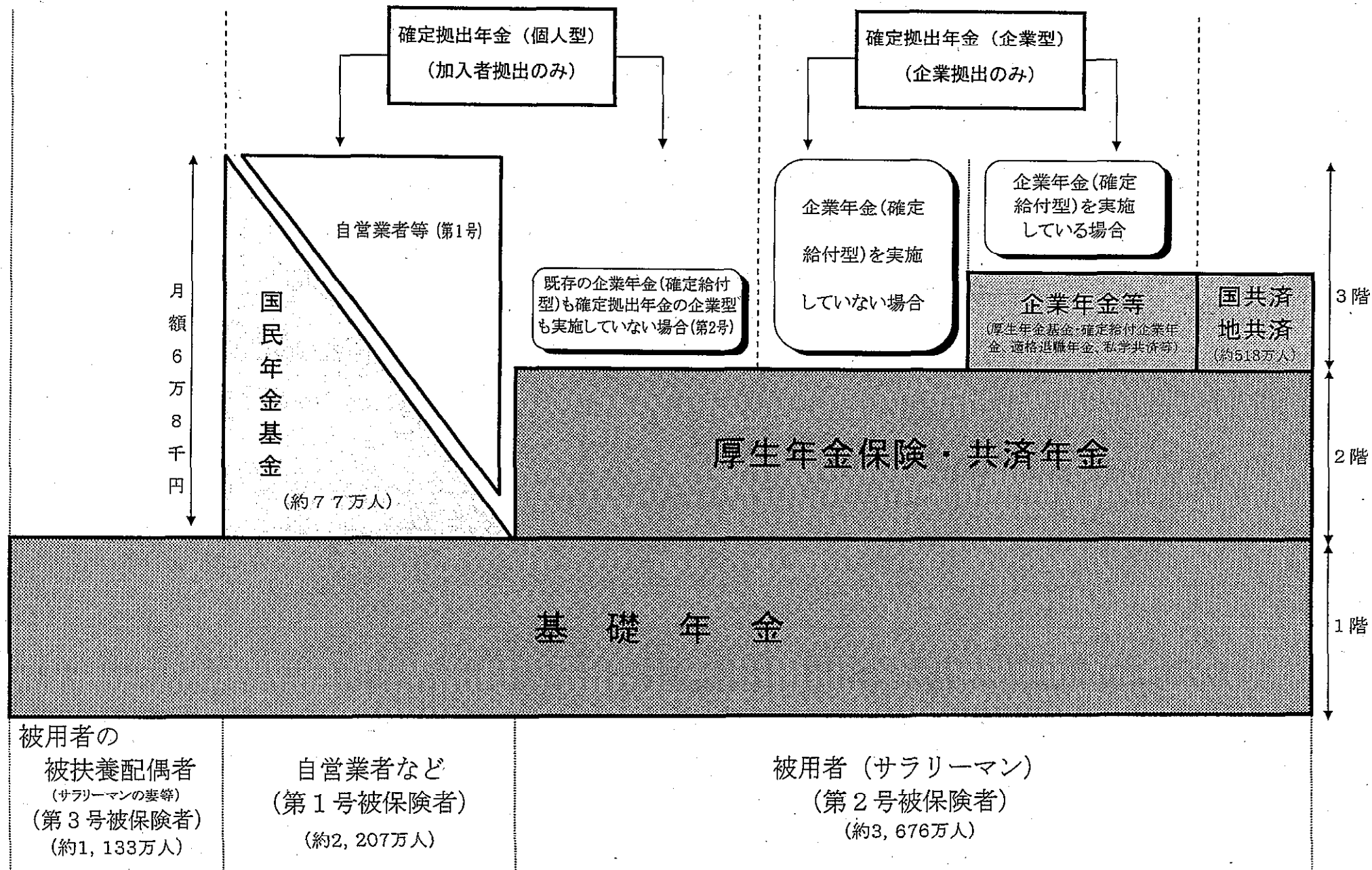
2. 特例適格退職年金(厚生年金基金に準ずる要件を満たすもの)の積立金については、厚生年金基金水準相当給付に必要な部分までは非課税。

3. 退職年金等積立金に対する1%課税は、平成11年4月1日から平成17年3月31日までの間は停止されている。

4. 適格退職年金については、平成14年3月31日をもって廃止。ただし、既存の適格退職年金契約については、10年間の経過措置あり。

年金制度の概要

平成 14 年 3 月末現在



主要国における公的年金税制(未定稿)

(2003 年 7 月現在)

			日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
拠出段階	給与 所得者	事業主負担分	損金算入	損金算入	損金算入	損金算入	損金算入
		被用者に対する 給与課税	なし	なし	なし	なし	なし
		本人負担分	控除あり(全額)	控除なし	控除なし	控除あり(限度額あり) (注 2)	控除あり(全額)
	事業 所得者	本人負担分	控除あり(全額)	1/2 所得控除	控除なし	控除あり(限度額あり) (注 2)	控除あり(全額)
給付段階	老齢年金		課税	一部課税(注 1)	課税	一部課税(注 3)	課税
	遺族年金		非課税	一部課税(注 1)	課税	一部課税(注 3)	課税
	障害年金		非課税	一部課税(注 1)	課税	一部課税(注 3)	課税
	所得計算上の特例措置		控除あり	所得算入の特例あり (注 1)	特例なし	所得算入の特例及び 控除あり(注 3)	控除あり(注 4)

(注 1) 公的年金の一部(最大 50%)は、原則として総所得に算入される。ただし、当該公的年金及びそれ以外の所得を勘案して税法に定められた暫定所得(provisional income)が一定水準未満の場合は、公的年金は総所得に算入されず、また暫定所得が一定水準以上の場合は、総所得に算入される公的年金は増額される(最大 85%)。

(注 2) 疾病保険、年金保険等の社会保険制度に対する社会保険料(本人負担分)と生命保険料の合計額に対する実額控除(ただし、限度額あり)又は概算控除が認められる。

(注 3) 所得税法上、年金権からの収益とみなされる年金額の一定部分が課税対象となる。また、当該部分について、他の一定の年金給付の課税対象部分と併せて、年 102 ユーロ(約 1.3 万円)の控除が認められる。

(注 4) 年金額に対する 10%の控除(最低控除額 328 ユーロ(約 4.2 万円)、控除限度額 3,214 ユーロ(約 41.5 万円))に加え、必要経費控除(概算控除の場合、給与収入の 10%)後の給与と 10%の控除後の年金の合計額に対する 20%の控除(控除限度額 22,780 ユーロ(約 293.9 万円))が認められる。

(備考) 邦貨換算レートは、1 ユーロ=129 円(裁定外国為替相場:平成 14 年 12 月から平成 15 年 5 月までの間における実勢相場の平均値)。

主要国における老年者に関する控除の概要（未定稿）

（2003 年 7 月現在）

日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
【老年者控除】（所得控除） 65 歳以上で、合計所得金額が 1,000 万円以下である老年者は、50 万円の控除が認められる。	【概算控除】（所得控除） 65 歳以上の者等については、通常の概算控除額（注）に対し、既婚者の場合 1 人当たり原則として 950 ドル（約 11 万円）、独身者の場合 1,150 ドル（約 14 万円）、追加概算控除額として積み増しされる。 【老年者及び永久完全障害者控除】（税額控除） 65 歳以上の者等については、独身者は 5,000 ドル（約 60 万円）、夫婦共同申告者（夫婦共に適格者）は 7,500 ドル（約 89 万円）から、社会保障給付額等（非課税部分）を控除した額の 15% の税額控除が認められる（ただし、一定所得以上の場合には減額措置あり）。	【基礎控除】（所得控除） 65 歳以上 75 歳未満の者は、基礎控除額が 1,995 ポンド（約 38 万円）積み増しされ、6,610 ポンド（約 126 万円）となる。 75 歳以上の者は、基礎控除額が 2,105 ポンド（約 40 万円）積み増しされ、6,720 ポンド（約 128 万円）となる。 ただし、いずれの場合も、所得が 18,300 ポンド（約 348 万円）を超えると積み増し額は逓減し、65 歳以上 75 歳未満の者は 22,290 ポンド（約 424 万円）、75 歳以上の者は 22,510 ポンド（約 428 万円）でそれぞれ積み増し額が消失する。	【老年者控除】（所得控除） 65 歳以上の者は、1,908 ユーロ（約 25 万円）を限度として、所得の 40% 相当額の控除が認められる。	【老年者控除】（所得控除） 65 歳以上の者は、総所得額が 9,960 ユーロ（約 128 万円）以下の場合には 1,618 ユーロ（約 21 万円）、9,960 ユーロ超 16,090 ユーロ（約 208 万円）以下の場合には 809 ユーロ（約 10 万円）の控除が認められる。 夫婦共に 65 歳以上の場合には、上記控除額は 2 倍となる。

（注） 通常の概算控除額は、夫婦共同申告者：9,500 ドル（約 113 万円）、夫婦個別申告者・独身：4,750 ドル（約 57 万円）、独身世帯主：7,000 ドル（約 83 万円）。

（備考） 邦貨換算レートは、1 ドル＝119 円、1 ポンド＝190 円、1 ユーロ＝129 円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成 14 年 12 月から平成 15 年 5 月までの間における実勢相場の平均値）。

少子・高齢社会における税制のあり方（抄）

〔平成15年6月〕
〔政府税制調査会〕

第一 少子・高齢化と税制

一 個別税目の改革

1. 個人所得課税

(2) 年金課税等の見直し

わが国の年金課税の現状は、社会保険料拠出を全額所得控除する一方で、給付についても公的年金等控除などの適用によって実質的に非課税に近い状態となっている。これについては、次のような問題がある。

- ・ 少子・高齢化の進展に伴い、今後ますます増大する社会保険料拠出と年金給付がともに課税ベースから脱漏することとなり、個人所得課税の基幹税としての機能が更に減殺されていく。
- ・ 年金課税の整合性という観点からみて、拠出段階を非課税としたまま給付段階も実質非課税とする現行税制は一貫性を欠いている。
- ・ 高齢者の経済状況は様々であるにもかかわらず、高所得者に該当する高齢者まで一律に現役世代と比べて優遇しており、高齢者間だけでなく、世代間でも不公平が生じている。

このような問題に対し、次の点を念頭に年金課税の改革を行う必要がある。

- ① 少子・高齢社会においては、現役世代の活力を維持する方向で改革を進めることが重要である。したがって、年金課税の見直しについては、年金収入のみで生計を立てる低所得者の取扱いについて十分配慮した上で、給付段階での優遇措置の適正化に取り組むべきである。公的年金収入を課税ベースに取り込み、担税力のある高齢者に現役世代と同じように、能力に応じた負担を適切に求めていくことは、高齢者間のみならず世代間の公平にも資することとなる。

- ② 公的年金等控除は、昭和 62 年改正時に、それまで年金給付を給与とみなして給与所得控除が適用されていたことを改めるとともに、負担調整を図るという趣旨で創設されたものである。しかし、高齢者の担税力に対する配慮としては、老年者控除と趣旨・機能が重複している。また、65 歳以上の高齢者に対して適用される措置については、低所得者・高所得者に関係なく適用され、「年齢だけで高齢者を別扱いする制度」となっている。さらに、高齢の就業者の増加とともに給与収入を得ながら年金を受給する者が増加しており、これに給与所得控除と公的年金等控除が各々適用され、課税ベースの脱漏が生じている。したがって、これらの問題点を是正し、真の担税力に応じた適切な課税を行っていく必要がある。
- ③ 社会保険料控除については、公的年金に対する強制拠出に加え、自助努力による任意拠出についても控除対象となっている。今後、社会保険料の増大とともに、個人所得課税の課税ベースがますます浸食される懸念がある。今後の社会保険料控除のあり方については、年金制度改革全体の方向性とも関連付けて控除対象の範囲を検討していかなければならない。この場合、将来、公的年金に対する保険料控除に一定の限度額を設けるとともに、企業年金などの私的年金については、拠出時控除・給付時課税の枠組みを徹底する方向で基本的な改革を行うことにより、税制適格な私的年金を確立することが考えられる。
- ④ 課税ベースの拡大の観点からは、控除の見直しとともに、社会保障給付に対する課税上の取扱いについて、諸外国での事例も踏まえ、課税対象を拡げる方向で検討すべきである。特に、遺族年金給付や失業等給付のように、受給者の他の所得の有無や資産の保有状況と関係なく支給される非課税給付については、今後、見直しを進めていく必要がある。その際、低所得者に対する担税力への配慮は人的控除等で行うべきである。

現下の年金制度改革に関しては、基礎年金の国庫負担割合の引上げとそれに伴う財源の問題がある。この国庫負担の問題については、給付水準をはじめとする年金制度のあり方を総合的に検討し、将来の年金制度体系における公費の位置付けと関連付けて検討すべきである。その際、現状でも公費の相当部分を公債に依存している財政状況にも十分留意する必要がある。

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

平成 14 年 6 月
政府税制調査会

第二 個別税目の改革

一 個人所得課税

2. 今後の改革の方向

(2) 諸控除の見直し

② 高齢者に関する控除

現在、高齢者本人に対しては、老年者控除（適用所得要件 1,000 万円以下）や公的年金等控除の定額控除等の割増が適用されているなど、税負担面で様々な配慮が行われている。一方、高齢社会対策大綱（平成 13 年 12 月 閣議決定）においては、「年齢だけで高齢者を別扱いする制度の見直し」が課題とされている。

少子・高齢化が進行していく中、高齢者に関する控除を見直し、高齢者と社会保障制度等を支える現役世代との間の公平確保を図ることは喫緊の課題である。OECD の調査によれば、わが国は社会保障給付に対する課税額の割合が極端に低いと指摘されている。公的年金等収入を課税対象として取り込んだ上で、能力に応じた負担を求めることは、実質的な給付水準の調整を通じて世代間の公平のみならず、高齢者間の公平にも資することになる。

公的年金等については、拠出段階で社会保険料控除により全額控除されているにもかかわらず、給付段階に公的年金等控除等が設けられ、拠出・給付両段階で実質的に非課税に近いものとなっている。また、年金以外に給与を得ている者にとっては、給与所得控除と公的年金等控除が各々適用されることとなっている。

こうした観点を踏まえ、老年者控除については、その適用所得要件を見直すなど、真に配慮すべき高齢者に対する控除としての位置づけを明確にすべきである。また、公的年金等控除については、社会保険料控除がある以上、本来不要とも考えられる。しかし、当面、少なくとも世代間の公平を図る観点から、定額控除の割増と老年者控除との関係を整理するなど、大幅に縮減する方向で検討する必要がある。なお、社会保険料控除等については、年金制度が多様化し、任意性の強い拠出も見られてきているので、その対象範囲を吟味していかなければならない。

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

〔平成14年6月〕
政府税制調査会

第二 個別税目の改革

一 個人所得課税

2. 今後の改革の方向

(3) 個人住民税のあり方

① 基本的考え方

個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格（負担分任の性格）を有するとともに、地方公共団体が少子・高齢化に伴い提供する福祉等の対人サービスなどの受益に対する負担として、対応関係が明確に認識できるものであり、また、税収入の面で見れば、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えていることなどを踏まえ、地方税の基幹税として充実確保を図る必要がある。

② 所得割

所得割の所得控除及び課税最低限については、個人住民税の負担分任の性格から所得税に比較してより広い範囲の納税義務者がその負担を分かち合うべきものであるため、所得税より低い水準で設定すべきである。

個人住民税均等割の標準税率の改正と税収額の推移(税率＝年額)

(単位:円)

区 分（年度）			昭和25	昭和26	昭和29	昭和51	昭和55	昭和60	平成8	平成13
市町村 民 税	標準 税率	人口50万以上 の市	800	700	600	1,700	2,000	2,500	3,000	3,000
		人口5万以上50 万未満の市	600	500	400	1,200	1,500	2,000	2,500	2,500
		その他の市 及び町村	400	300	200	700	1,000	1,500	2,000	2,000
道府県民税(標準税率)			—	—	100	300	500	700	1,000	1,000

(単位:億円、%)

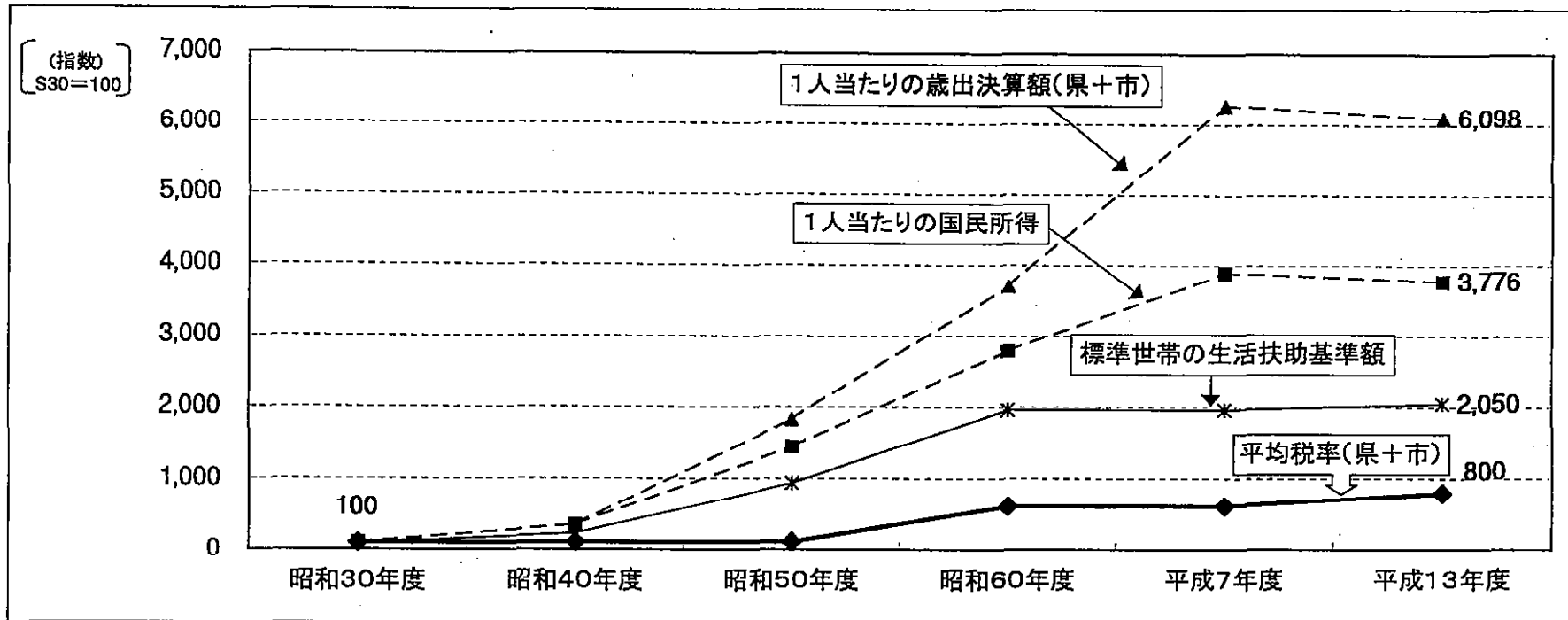
均等割税収額 (A)	85	83	89	481	703	1,015	1,599	1,639
個人住民税収額 (B)	464	470	663	24,722	43,047	66,030	90,170	83,655
(A)／(B)	18.3	17.7	13.4	1.9	1.6	1.5	1.8	2.0

・ 生計同一の妻の非課税措置

均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で、夫と同じ市町村内に住所を有する者は、いくら所得があっても均等割が非課税。一方、他の家族(生計同一の母等)については、同様の非課税措置はない。

なお、この措置がなくても、非課税限度額制度(例:パート収入100万円)があるので、所得がない専業主婦などには課税されない。

均等割の平均税率等の推移(昭和30年度=100)



	昭和30年度	昭和40年度	昭和50年度	昭和60年度	平成7年度	平成13年度	対平均税率比
平均税率 (県+市)(円) (A)	439 (100)	466 (106)	487 (111)	2,689 (613)	2,709 (617)	3,513 (800)	1
1人当たりの歳出決算 額(県+市)(円) (B)	12,652 (100)	43,877 (347)	231,228 (1,828)	469,082 (3,708)	793,744 (6,274)	771,524 (6,098)	7.62
1人当たりの 国民所得(円) (C)	77,605 (100)	269,659 (347)	1,117,548 (1,440)	2,168,845 (2,795)	3,019,957 (3,891)	2,930,256 (3,776)	4.7
標準世帯の 生活扶助基準額 (D)	8,000 (100)	18,204 (228)	74,952 (937)	157,396 (1,967)	157,274 (1,966)	163,970 (2,050)	2.6

(注) 1 市町村の平均税率は、「市町村税課税状況の調」による均等割額を納税義務者数で除したものであり、道府県民税の平均税率は、標準税率である。ただし、昭和30年度については均等割収入額を納税義務者数(地方財政計画による)で除したものである。

2 1人当たりの歳出決算額は、各会計相互間及び地方公共団体相互間における重複部分を控除した額を住民基本台帳人口で除したものである。

3 1人当たりの国民所得は、「国民経済計算(新SNA、平成2年基準)」による国民所得を住民基本台帳人口で除したものである。

4 ()は昭和30年度を100とした数値である。

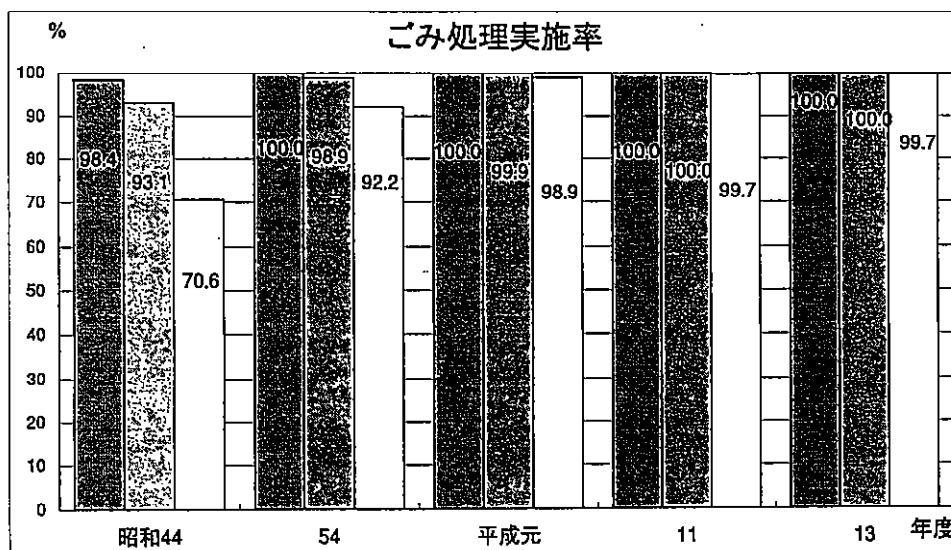
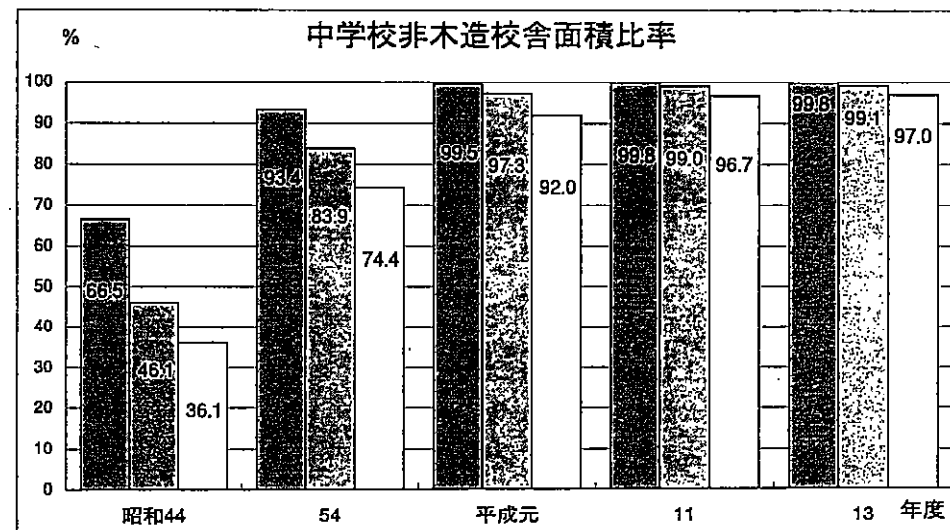
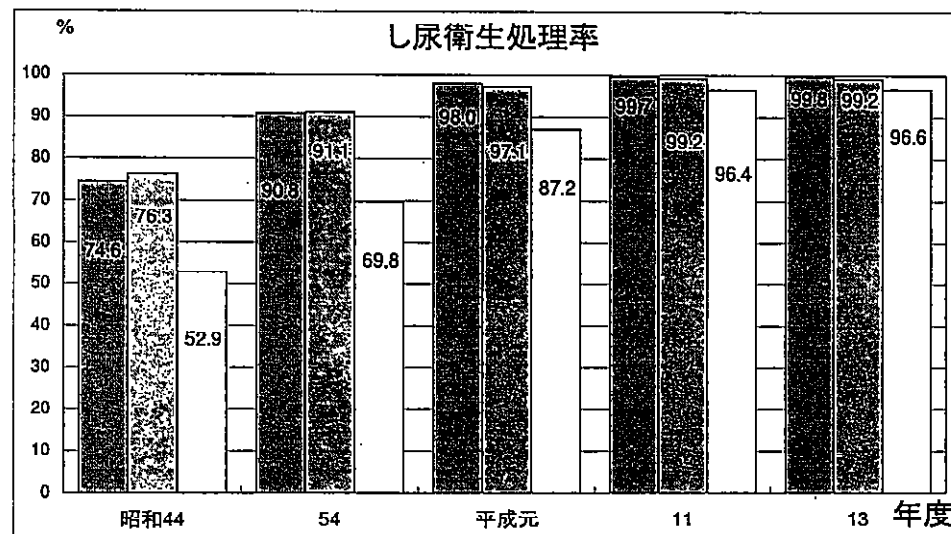
5 標準世帯の生活扶助基準額は、生活保護法における級地区分の1級地の額であり、標準世帯の人数は昭和30年度が5人、昭和40年度～昭和60年度が4人、それ以降が3人である。

人口規模別地方公共財の整備状況等の推移

■ 人口50万以上の市(特別区含む)

▨ 人口5万以上50万未満の市

□ 上記以外の市町村



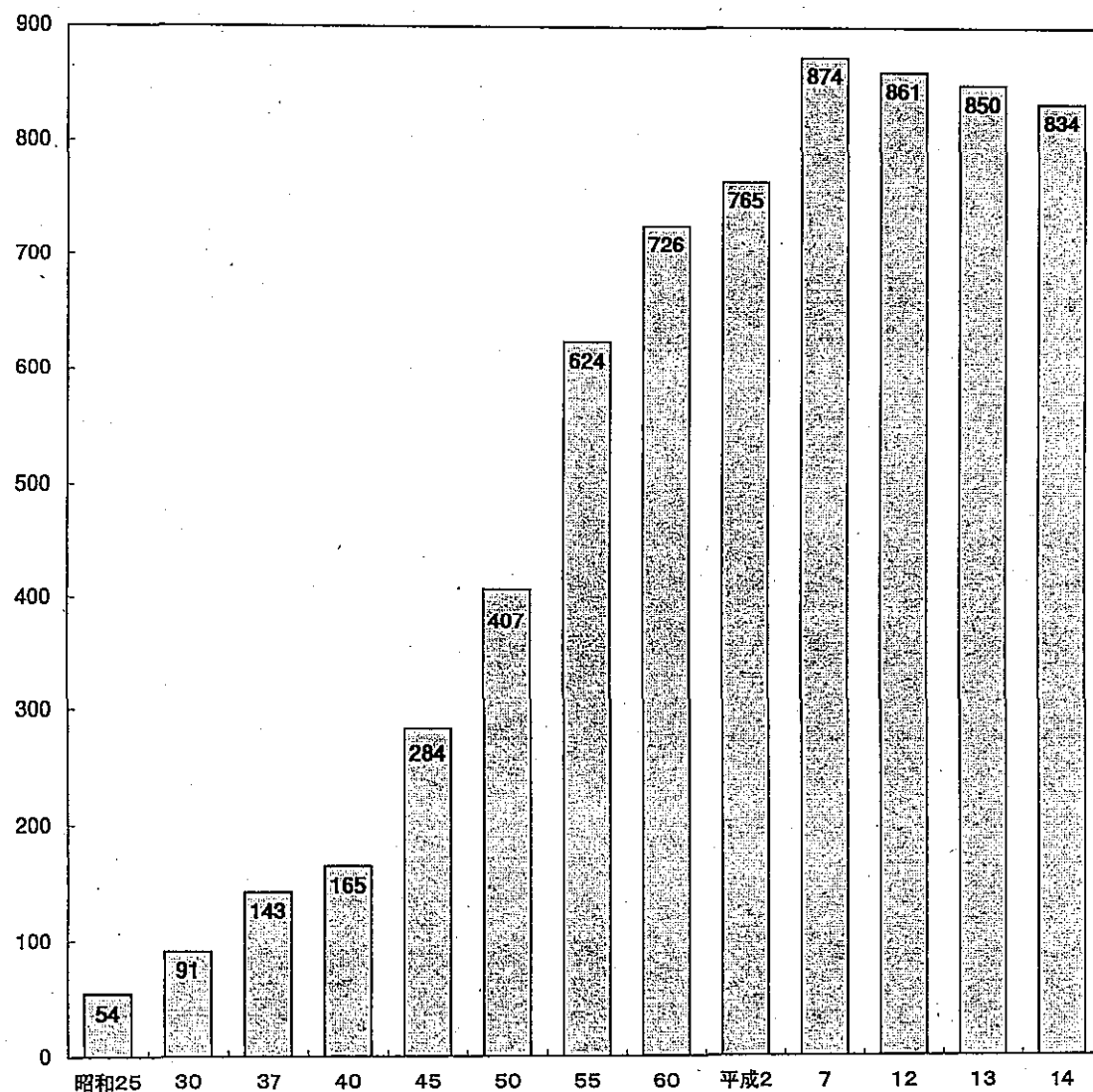
(注) 各年度とも「公共施設状況調(総務省自治財政局)」による。
 なお、各比率は、次の計算式によって算出したものである。

- ・ し尿衛生処理率 = $\frac{(\text{下水道マンホール投入} + \text{処理施設処理} + \text{下水道放流} + \text{し尿浄化槽}) \text{ 処理量(kl)} / \text{年間排出量(kl)}}{1} \times 100$
- ・ ごみ処理実施率 = $\frac{\text{ごみ処理人口(人)}}{\text{処理計画人口(人)}} \times 100$
- ・ 中学校非木造校舎面積比率 = $\frac{\text{非木造校舎面積(m}^2\text{)}}{\text{校舎面積(m}^2\text{)}} \times 100$

生計同一の妻に対する均等割の非課税措置について

所得割のみを納める「生計同一の妻」の数

(単位:万人)



○ 所得を得る妻が大きく増加
(妻3,300万人のうち労働力人口1,600万人)

○ しかしながら、生計同一の妻に対する非課税措置により、いくら所得を得ていても均等割は非課税

一方、所得割を納める妻(100万円超のパート収入を有する妻等)は834万人

※この非課税措置がなくても、非課税限度額制度(例:パート収入100万円)があるので、所得がない専業主婦などには課税されない

○ この結果、個人住民税の基礎的な部分である均等割の納税義務者数は、所得割よりも少ない

納税義務者数	所得割	5,081万人
	均等割	4,642万人

少子・高齢社会における税制のあり方（抄）

〔平成15年6月〕
政府税制調査会

第一 少子・高齢化と税制

二 個別税目の改革

1. 個人所得課税

（5）個人住民税

個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格を有する。同時に、地方公共団体が少子・高齢化に伴い提供する福祉等の対人サービスなどの受益に対する負担として、対応関係が明確に認識できるものである。また、税収入の面で見れば、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えているものである。このような性格を踏まえ、地方税の基幹税として充実確保を図る必要がある。

① 所得割

所得割については、地方税固有の性格も踏まえ、諸控除や非課税所得の縮減などを行う必要がある。

② 均等割

均等割の税率は低い水準にとどまっており、人口段階に応じた税率区分の解消を含め、その水準の引上げを図る必要がある。また、生計同一の妻に対する非課税措置については、課税の公平の観点から廃止する必要がある。